

「地域密着型通所介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(福岡市指定 第4071100384号)

当事業所はご利用者に対して地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆
1. 事業者..... 1
2. 事業所の概要..... 1
3. 事業実施地域及び開業時間..... 2
4. 職員の配置状況..... 2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金..... 3~4
6. 苦情の受付について..... 5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 福岡白百合会
- (2) 法人所在地 福岡県福岡市南区大平寺2丁目37-18
- (3) 電話番号 092-566-3221
- (4) 代表者氏名 理事長 濱中 智
- (5) 設立年月 昭和47年12月22日



2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護事業所
福岡市指定 第4071100384号
※当事業所は、特別養護老人ホーム 花畑ホーム アイナリーケアに併設されています。
- (2) 事業所の目的 要介護者に対し、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、適切な生活介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 花畑ホーム アイナリーケア デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 福岡県福岡市南区大平寺2丁目37-18
- (5) 電話番号 092-555-5022
- (6) 管理者氏名 横山 真実



(7) 当事業所の運営方針

心身に何らかの不自由を持っておられるご利用者の皆様が、あたたかな家庭的雰囲気の中で安心して適切な介護と看護が受けられ、平安のうちに充実した生活をすごして頂くことを運営方針とします。

- ① そのためには、全職員が一丸となって、各職種の職員研修の充実を図り、ご利用者の自立支援をもとに、皆様方お一人お一人の“その人らしさ”を大切に、個々のご希望（自己決定）にかなうサービスの提供や在宅生活の継続のため機能訓練の促進に努めます。
- ② 地域ボランティアの方々や各種学校等の研修、見学活動を積極的に受け入れ、地域社会との連携強化に努めるとともに、種々の行事を通して施設を地域の方に開放し、地域との交流を深めるように心がけます。

(8) 開設年月 平成2年4月9日

(9) 利用定員 18人

3. 事業実施地域及び開業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福岡市南区・城南区・中央区

(2) 開業日及び開業時間

開業日	月・火・水・金・土曜日 (但し1/1~1/3は休み)
受付時間	月・火・水・金・土曜日 9時~18時
サービス提供時間	月・火・水・金・土曜日 10時10分~17時00分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1 (兼務)	1名
2. 介護職員	1 (兼務あり)	2名
3. 生活相談員	1 (兼務あり)	1名
4. 看護職員	0.2(兼務)	1名
5. 機能訓練指導員	0.2(兼務)	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 9:00~18:00 ☆ 原則として職員1名あたり利用者15名のお世話をします。 (利用者16~18名では職員2名でお世話をします。)
2. 看護職員	勤務時間 必要時間数 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。

3. 機能訓練指導員	理学療法士、看護師等が勤務します。
------------	-------------------

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、食費を除き通常ほぼ9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。但し、食費については別途記載しております。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供いたします。
- ・ご希望により夕食の提供もできます。

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。準寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. 要介護度とサービス利用料金

	介護度	料金 (円) 【1割負担分】	料金 (円) 【2割負担分】	算定回数
基本料金	要介護 1	846	1,692	1日につき
	要介護 2	987	1,974	
	要介護 3	1,128	2,256	
	要介護 4	1,269	2,538	
	要介護 5	1,410	2,820	
	算定加算	単位		算定回数
加算項目	入浴介助加算	40		1回につき
	提供体制加算 I	22		1日につき
	科学的介護推進体制加算	40		1月につき
	介護職員等処遇改善加算 I	(基本報酬+加算報酬)×掛け率 9.2%		

*基本料金に食事代は含まれていません。*基本料金の中に入浴加算が含まれています。

*2割、3割負担の方につきましては別紙料金表をご覧ください。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の提供(食費)に係る費用は次の通りです。

料金1回あたり： (昼) 300円 (夕) 100円

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します

(2) (1) 以外のサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。事前にご説明いたします。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

パット代：実費程度 紙パンツ代：実費程度 写真代：30 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記 (1)、(2) の料金・費用は、サービス利用終了翌月の 20 日をめどに、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。お支払いが確認できない状態がご利用月から 2 ヶ月程度経過いたしますと、民法の規定通りの遅延利息を請求することがございます。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

○ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には事前に事業所にお申し出下さい。

○ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 非常災害対策

事業所は、非常・災害に関する具体的（火災、風水害、地震、積雪等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等については責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年 2 回、定期的に避難、救出等の災害対策訓練を行います。

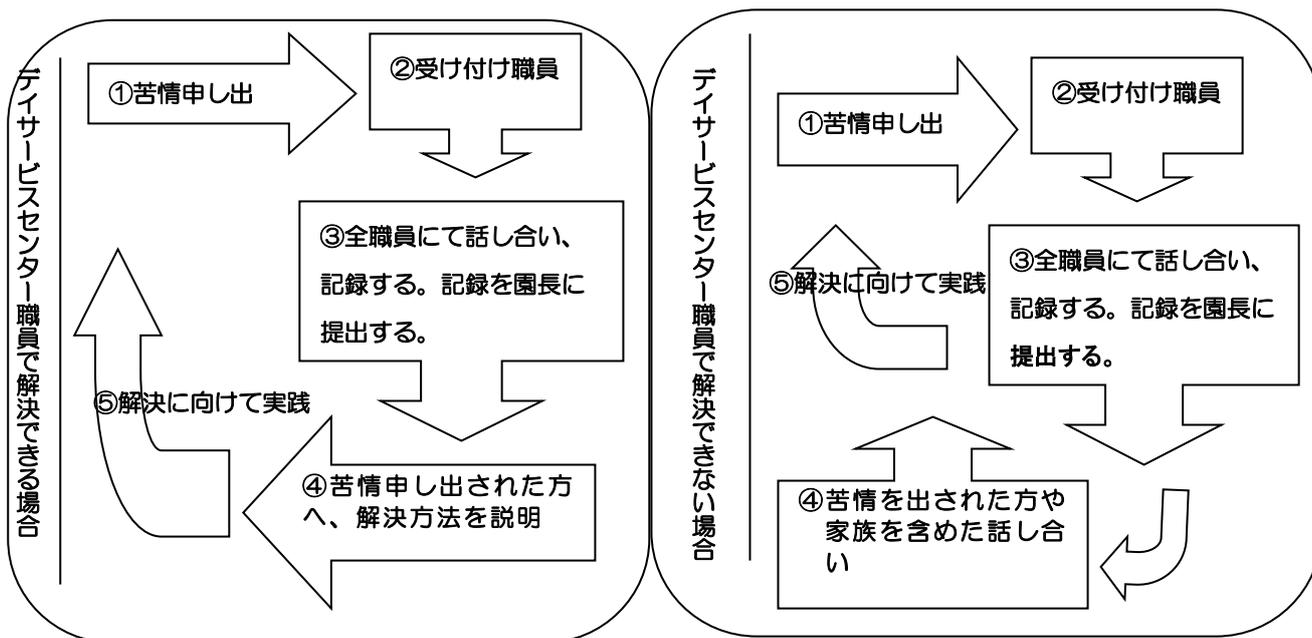
7. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 担当者 デイ（生活相談員 横山真実・森本 栄作 092-555-5022）
 第三者委員（弁護士 篠木 潔 092-714-1050）
 第三者委員（社会福祉士 松崎倫子 090-9471-4853）
- 受付時間 毎週月曜日～水曜日、金曜日、土曜日 9：00～18：00
- 苦情相談責任者 デイ管理者 横山 真実
- 苦情解決責任者 施設長 秀嶋 和公

(2) 苦情申し出から、解決への手順

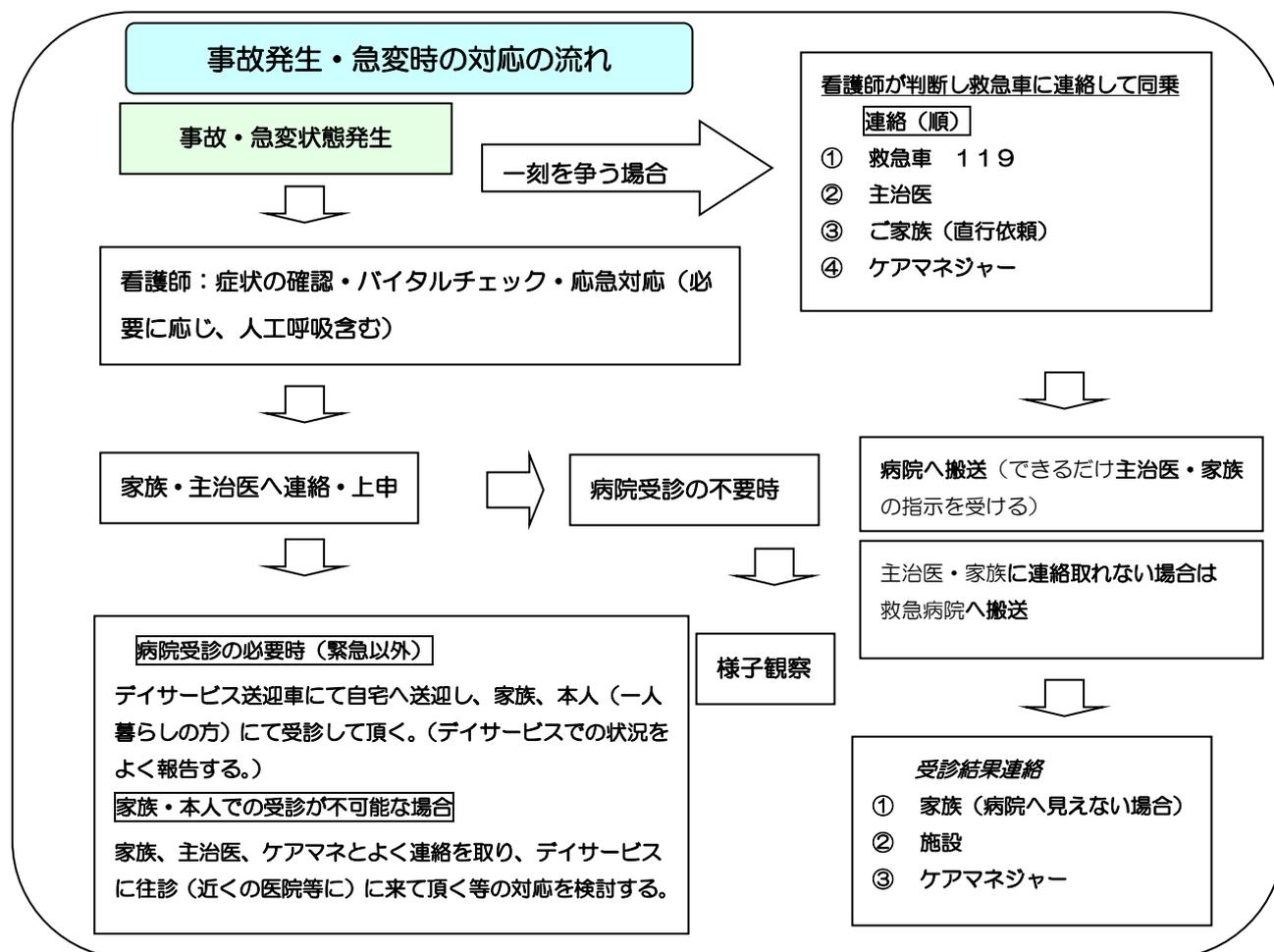


(3) 行政機関・その他苦情受付機関

福岡市南区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市南区塩原 3-25-3 電話番号 092-559-5127 FAX 092-512-8811 受付時間 AM8：45～PM5：15
福岡市中央区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市中央区大名 2-5-1 電話番号 092-718-1145 FAX 092-771-4955 受付時間 AM8：45～PM5：15
福岡市城南区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市城南区鳥飼 6-1-31 電話番号 092-833-4102 FAX 092-822-2133 受付時間 AM8：45～PM5：15
那珂川市役所 高齢者支援課	所在地 那珂川市西隈 1-1-1 電話番号 092-953-2211 FAX 092-953-0688 受付時間 AM8：30～PM5：00
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町 13-47 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7856 受付時間 AM9：00～PM5：00

8・デイサービスでの生活時の事故発生、または急変時の対応方法

デイサービスでの生活上に事故(転倒・転落・打撲・切り傷・溺水・火傷・誤飲・異食等)が発生した場合、適切かつ迅速な対応を行い、ご利用者の被害が最小限となるように万全を尽くします。



9. 守秘義務等（契約書第11条）

- (1) 事業者及びサービス従事者又は従業者は、地域密着型通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

花畑ホーム アイナリーケア デイサービスセンター

説明者職名 生活相談員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

代理人住所 _____

(ご家族代表者)

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 3階建
- (2) 事業所の延べ床面積 458,226㎡
- (3) 事業所の周辺環境

油山のふもとにあって緑に囲まれ、近くには運動公園、園芸公園などがあり、自然環境に恵まれたところです。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員 --- 食事や入浴や排泄介助等の提供に伴う介護の提供に当たる。

15名以内の利用者に対して1名の介護(看護)職員を配置しています。

看護職員 --- 利用者の健康状態を常に把握し、健康保持及び要介護状態の進行の予防に資する。また、健康保持のための相談・助言なども行う。

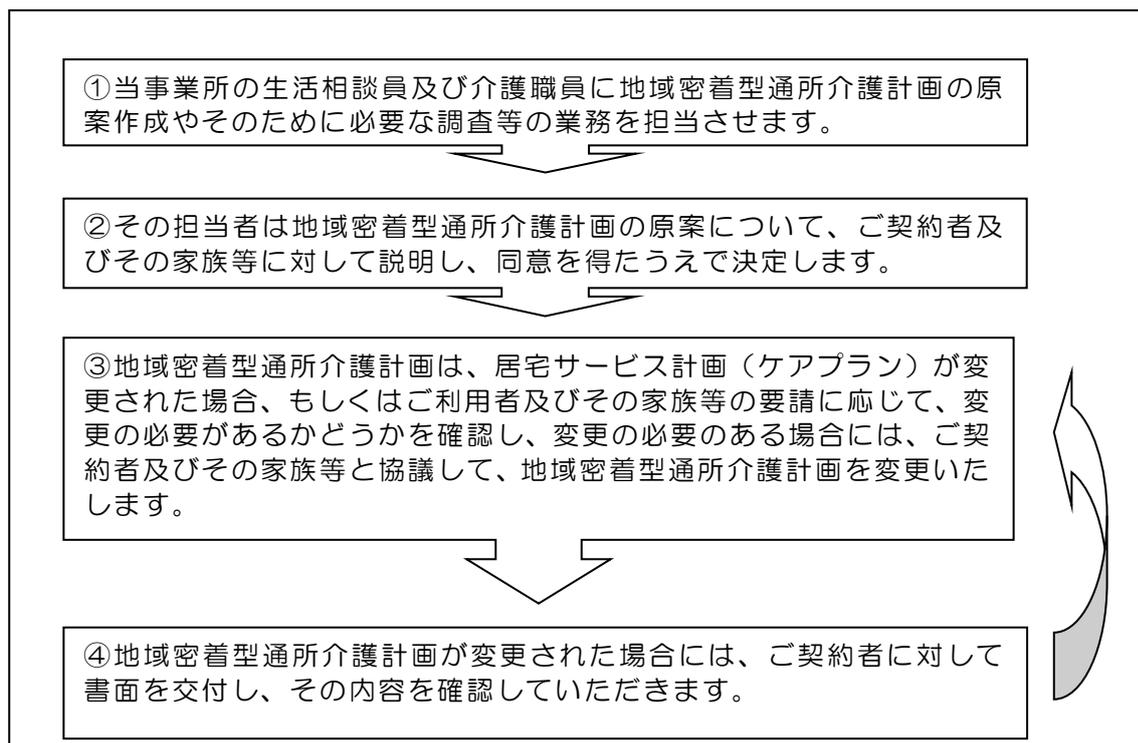
生活相談員 --- ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

機能訓練指導員 --- (理学療法士・看護職等が兼務)。利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための運動を行う。

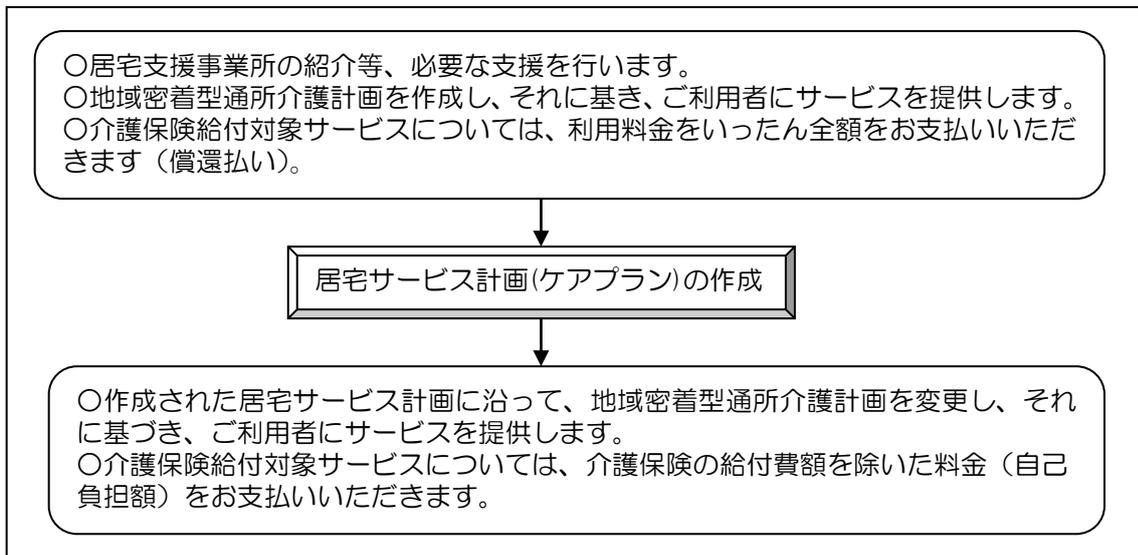
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「地域密着型通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

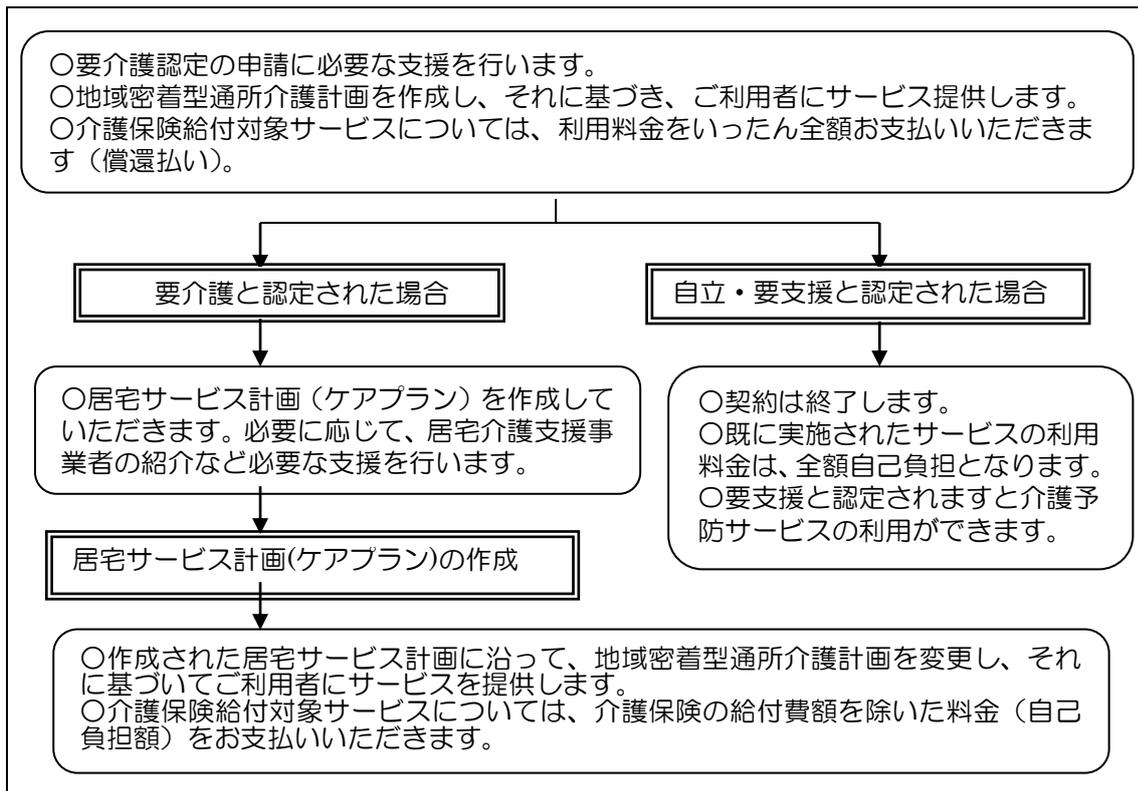


(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、退職後も同様とします。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑥福岡県暴力団排除条例に基づき、契約者やその家族等が暴力団関係者である場合には契約を締結しません。また、契約後に暴力団関係者であることが判明した場合は契約を終了します。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で

更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書 16 条参照)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご利用者が死亡した場合②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立・要支援と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご利用者が入院された場合③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型通所介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘察し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 身体拘束について

当該ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、廃止することとします。なお、緊急やむをえない場合は、下記の手順で身体拘束を行うものとします。

- ① 切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たす状態であるかを、施設内の身体拘束廃止担当委員会の中で検討、確認します。
- ② ご利用者本人やご家族に対し、身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間等について、できる限り詳細に説明し、十分な理解を得る。その際の説明については、介護職又は生活相談員が行います。
- ③ ご利用者の日々の心身状況等や身体拘束実施の検討結果を記録します。
- ④ 身体拘束が必要でなくなったと担当委員会が判断した場合、速やかに解除します。

9. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従事者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従事者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 福祉サービス第三者評価について

- ・ご利用者やご家族が事業所サービス選択の際に役立つ情報を提供するため、第三者評価機構が公正・中立な立場から評価を行うものです

＊当施設では、ご利用者の皆様に安心してお過ごし頂くため実施に向けて準備中です。

11. 福岡県暴力団排除条例に関する説明文

- ・事業所は「福岡県暴力団排除条例」に基づき、暴力団が県民の生活や社会活動に介入し、不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団をおそれないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とした対応を行います。